

入札監理小委員会における審議の結果報告

刑事施設における被収容者に対する給食業務

法務省が所管する「刑事施設における被収容者に対する給食業務」については、公共サービス改革基本方針（別表）を踏まえ、「刑事施設の運営業務における対象範囲等の拡大措置に関する計画」において、民間競争入札を実施することとされている。

これに基づき、入札監理小委員会において当該民間競争入札の実施要項（案）を審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 意見募集結果を踏まえた修正について

【論点】

パブリックコメントで提出された意見（7者、20件）を踏まえ、必要な見直しが行われているか。

【対応】

「再犯防止への貢献」については、給食業務との関連が不明瞭との指摘を踏まえ、加点項目から削除するとともに、記載を修正（実施要項（案）2頁1(3)、8頁5(1)イ(7)c）。

2. 従来の実施状況に関する情報の開示について

【論点】

対象公共サービスの内容について、十分な情報が開示されているか。

【対応】

対象施設における献立の例や就業状況（作業内容や人数等）について、現地説明会の際に開示する旨の記載を追加（実施要項（案）56頁別添の5）。

3. 契約期間中のリスク分担について

【論点】

契約期間中の物価変動によるリスクの分担について、入札参加者に判断材料が示されているか。

【対応】

入札公告時に配布する事業契約書（案）で具体的な内容を示すように記載を追加（実施要項（案）18頁11(4)）。

4. 落札者決定の評価基準について

総合評価方式について、法務省と財務省との協議を踏まえ、以下のように変更す

ることを確認した。

(1) 加点方式から除算方式への変更

財務省としては、給食業務全般について最低価格落札方式で実施することとしているところ、法務省では、刑事施設の食中毒リスク低減等について民間事業者の創意工夫を生かすため、総合評価方式（加算方式）で実施を検討。

財務省は総合評価方式を了承するも、加算方式よりも価格要素の高い除算方式で実施することに変更となった。

除算方式に変更したが、民間事業者からの提案内容を評価した上で総合評価を行うことに変更はないものとなっている。

なお、民間事業者からの提案では、厨房設備・機器及び備品等の整備や衛生管理等について、加点評価することとしている。

（実施要項（案） 8 頁 5(1)イ(ア)c、 9 頁 5(2)ア）

(2) 加点項目等についての変更

地域への貢献は評価項目になじまないことから削除した。他方、委託業務の内容の項目において、地元雇用と地元調達について記載することとした。地元雇用等について、加点評価はしないが、委託業務の中で行われることに変わりはないものとなっている。

（実施要項（案） 7 頁及び 8 頁 5(1)イ(ア)c、 23 頁、 24 頁）

以上